

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・	5
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消処分事案・・・	6
指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について	・・・ 7

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月10日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B43号 株式会社 エリ商事

1. 令和8年7月31日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

- | | |
|-----------|-----|
| (ア) 特定大型車 | C運賃 |
| (イ) 大型車 | C運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月10日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B45号 ケアサプライシステムズ 株式会社

1. 令和8年8月5日
2. 栃木地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月10日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B46号 合同会社 サポートupふきのとう

1. 令和8年8月6日
2. 山梨地区(旧山梨県B地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

(ア) 特定大型車	C運賃
(イ) 大型車	C運賃
(ウ) 普通車	C運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月10日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B44号 津曲 重昭

1. 令和8年8月5日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

(ア) 大型車 上限運賃

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく 同法第4条の許可の取消処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を山梨運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年9月1日 関 東 運 輸 局 長 澤 井 俊

記

事案番号 26F07

1. 事業者の氏名及び住所

ハートサービス 株式会社

山梨県南アルプス市藤田2253番地2

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく

同法第4条の許可の取消処分

3. 聴聞の期日

令和8年10月9日(金) 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

東洋モータース株式会社
代表取締役 藤田 昇二
山梨県甲斐市大下条517番地

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

東洋モータース株式会社
山梨県甲斐市大下条517番地
認証番号 第8-972号
指定番号 関東指第8-433号

4. 期 日

令和8年9月15日（火）14時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反

令和8年9月2日

関東運輸局長
澤井 俊